

令和4年度一般会計予算の補正（専決処分）について

- 令和4年度一般会計予算について、下記のとおり令和4年12月20日付けで専決処分により補正しました。
- 今回の補正は、次の事項について、緊急的に対応するために編成したものです。
 - ・ 令和5年1月以降の観光需要喚起策に係る経費
 （観光需要喚起策が令和5年1月以降も実施される予定であることに伴い、必要な経費を計上するもの。）
 - ・ 高病原性鳥インフルエンザ防疫措置に係る経費
 （令和4年11月に発生した高病原性鳥インフルエンザに対する防疫措置に迅速に対応するため、必要な経費を計上するもの。）

記

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容			
(財政課) 令和4年度茨城県一般会計補正 予算(第6号) (令和4年12月20日専決処分)	(百万円)			
	【歳入】	専決額	現計	専決後
	国庫支出金	2,693	(228,937	231,630)
	繰越金	480	(7,468	7,947)
	歳入合計	3,173	(1,321,062	1,324,235)
	【歳出】			
	農林水産業費	946	(43,416	44,361)
	商工費	2,227	(163,110	165,337)
	歳出合計	3,173	(1,321,062	1,324,235)
	(参考) 専決後予算規模：1,324,235 百万円			